

マイナンバーカードをお持ちの方へ



★ ごぞんじですか ★

お引越しや、お名前が変わると
スマホやパソコンからの確定申告
(e-Tax)※ ができない場合があります。

※ マイナンバーカードを使って送信する場合

● お引越しや、お名前が変わった方へ

マイナンバーカードに記録されている署名用電子証明書（以下、電子証明書）は、ご住所やお名前等が変わると自動的に失効します。

電子証明書は、スマホ等で確定申告書（e-Tax）を送信する際に必要となります。

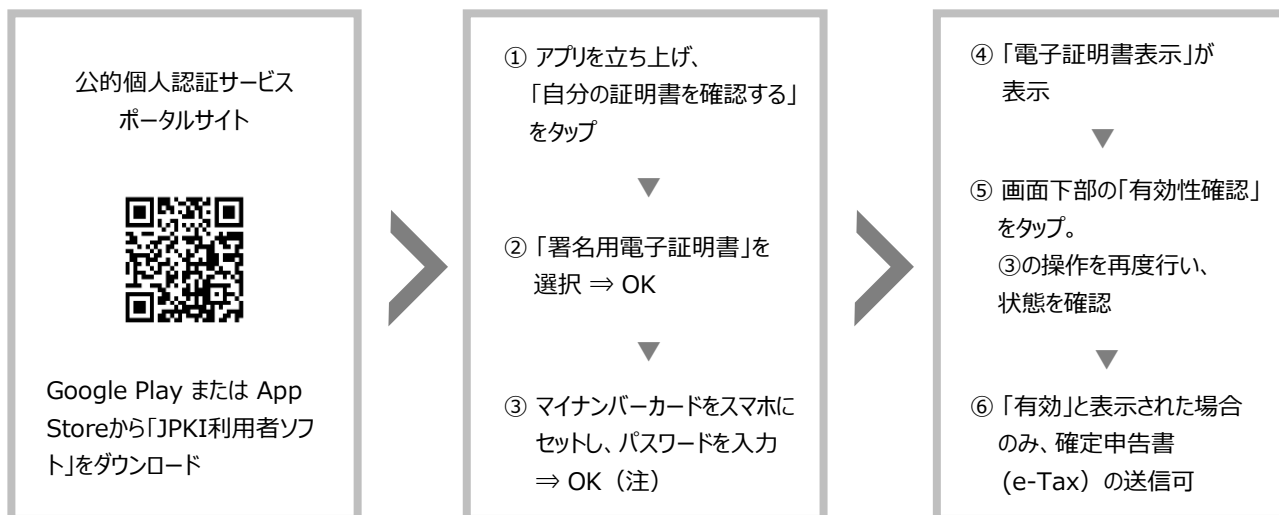
電子証明書が「有効」でない方は、東大阪市役所別館マイナンバーカード交付窓口または各行政サービスセンターで電子証明書再発行の手続きをしてください。

● 電子証明書の「有効」確認方法

アプリを使って、マイナンバーカード内の電子証明書の状態が確認できます。

下のQRコードから、ウェブサイトの案内に従い、

利用者クライアントソフト（JPKI利用者ソフト）をダウンロードし、ご自身の電子証明書の状態を確認してから、確定申告（e-Tax）を行ってください。



（注）マイナンバーカードをスマホにセットし、パスワードを入力するときは画面が切り替わるまで、スマホから離さないようにしてください。

電子証明書再発行のお手続き場所は裏面をごらんください。

手続き場所マップ



① 東大阪市役所
マイナンバーカード交付窓口

荒本北1丁目1番1号 市役所別館

行政サービスセンター ※

② 日下 日下町3丁目1番7号

③ 四条 南四条町1番7号

④ 中鴻池 中鴻池町2丁目3番13号

⑤ 若江岩田駅前 岩田町4丁目3番22-500号 希来里5階

⑥ 楠根 楠根1丁目12番12号

⑦ 布施駅前 長堂1丁目8番37号 ウェル・ノール布施5階

⑧ 近江堂 近江堂3丁目12番15号

・ 代理人の方が手続きをされる場合は、持ち物や手続き方法が通常と異なりますので、市民室までお問合せください。

※ ご注意ください。 他の市町村から東大阪市へお引越され、マイナンバーカードに新住所が表示されていない方は、転入届出日から90日を経過した場合、マイナンバーカードが失効し、再発行の手続きが必要（有料）になる場合があります。

マイナンバーカードについてのお問合せ
東大阪市 市民室 06-4309-3163